

# 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定 ガイドライン

令和元年 6 月

経済産業省 資源エネルギー庁

国土交通省 港湾局

# 目次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>2</b>
1. 本ガイドラインの位置付け .....	2
2. 用語の定義.....	2
<b>第2章 促進区域の指定に関する規定</b> .....	<b>3</b>
<b>第3章 促進区域の指定の基準</b> .....	<b>5</b>
1. 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること（第1号） .....	5
2. 周辺の航路及び港湾の利用保全等への支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能であること（第2号） .....	6
3. 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること（第3号） .....	7
4. 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること（第4号） .....	7
5. 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（第5号） .....	8
6. 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと（第6号） .....	8
7. その他促進区域の指定に当たって考慮すべき事項.....	8
8. 促進区域の指定基準の目安の見直しについて.....	9
<b>第4章 促進区域の指定に係る手続</b> .....	<b>10</b>
1. 促進区域の指定に係る手続の概要.....	10
2. 既知情報の収集 .....	10
3. 有望な区域の選定 .....	11
4. 協議会の設置、運営 .....	12
5. 区域の状況の詳細な調査 .....	13
6. 促進区域の指定基準への適合性の判断.....	15
7. 計画的・継続的な促進区域の指定 .....	16
8. 促進区域指定案の公告・縦覧、関係行政機関の長等との協議等.....	16
9. その他の留意事項 .....	17
<b>第5章 本ガイドラインの補足</b> .....	<b>18</b>
1. ガイドラインの補足 .....	18

# 第1章 総則

---

## 1. 本ガイドラインの位置付け

経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に係る法律（平成30年法律第89号。以下「本法」という。）第7条により政府が定める基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であつて、本法第8条第1項第1号から第6号までに掲げる基準に適合するものを海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）として指定することとされている。

促進区域を指定する際には、促進区域の指定の案の公告、縦覧、利害関係者による意見書の提出、農林水産大臣、環境大臣及びその他の関係行政機関の長との協議、関係都道府県知事からの意見聴取等の法定の手続を経る必要がある。

また、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電事業（以下「発電事業」という。）の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができ、当該指定をしようとする区域について、協議会が設置されているときには、協議会の意見を聴かなければならないものとされている。

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、海洋再生可能エネルギーのうち早期の事業化が見込まれる洋上風力を念頭に、本法の定める促進区域の指定の基準や手続について、具体的な考え方や実際の運用方針を記載したものである。

なお、促進区域の指定後の公募の運用については、別途定める「一般海域における占用公募制度の運用指針」を参照されたい。

## 2. 用語の定義

**海洋再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）**

本法における発電設備とは、洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブルを含めるものとする。

## 第2章 促進区域の指定に関する規定

---

本法における促進区域の指定に関する規定の概要は、以下のとおりである。

### 1. 促進区域の指定（第8条）

#### （1）促進区域の指定の基準（同条第1項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって、以下の基準に適合するものを、促進区域として指定することができる。

- ① 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること（第1号）
- ② 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、発電設備を適切に配置することが可能であると認められること（第2号）
- ③ 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること（第3号）
- ④ 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること（第4号）
- ⑤ 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（第5号）
- ⑥ 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと（第6号）

#### （2）区域の状況の調査（同条第2項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の状況を調査する。

#### （3）促進区域の指定の案の公告、縦覧（同条第3項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定しようとするときは、あらかじめその旨を公告し、当該指定の案を公衆の縦覧に供しなければならない。

#### （4）利害関係者による意見書の提出（同条第4項）

利害関係者は、上記（3）の縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することができる。

#### （5）関係行政機関の長との協議、都道府県及び協議会からの意見聴取（同条第5項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定しようとするときは、あらかじめ、上記（4）で提出された意見書の写しを添えて、農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、下記2の協議会が組織されているときは、当該協議会の意見を聴かなければならない。

## 2. 協議会（第9条）

### （1）協議会の組織（同条第1項）

経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び促進区域における発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

### （2）協議会の構成員（同条第2項）

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- ① 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事（第1号）
- ② 農林水産大臣及び関係市町村長（第2号）
- ③ 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が必要と認める者（第3号）

### （3）協議会の組織の要請（同条第3項、第4項）

関係都道府県知事は、協議会が組織されていないときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができる。この要請を受けた経済産業大臣及び国土交通大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

### （4）協議の結果の尊重

協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。（同条第6項）

## 第3章 促進区域の指定の基準

本法第8条第1項は、以下の第1号から第6号までの基準に適合する区域を促進区域に指定することができるように定めている。

- ① 発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること（第1号）
- ② 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、発電設備を適切に配置することが可能であると認められること（第2号）
- ③ 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること（第3号）
- ④ 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること（第4号）
- ⑤ 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（第5号）
- ⑥ 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと（第6号）

促進区域の指定に当たっては、同項各号に掲げる基準を総合的に判断し、洋上風力発電に適した区域を選定することとなる。

本章では、上記の促進区域の指定の各基準についての具体的な考え方について記載する。

### 1. 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること（第1号）

発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。（本法第8条第1項第1号）

本法第8条第1項第1号については、（1）気象、海象その他の自然的条件が適当であること、（2）発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれることをそれぞれ判断する。

#### （1）気象、海象その他の自然的条件が適当であること

「気象、海象その他の自然的条件が適当であること」は、以下の視点から確認する。

- 国内及び海外の事例等も踏まえ、自然的条件（風況、水深、地盤等）から洋上風力発電事業の事業性が確保できる見込みがあると総合的に判断できること。
  - ※ 例えば、風況については、一般的に、設備利用率30%以上を確保するため、平均風速7m/sが事業性の目安となるといわれている。
  - ※ 着床式洋上風力発電を念頭に置いた場合、一般的に比較的成本が安い設備が設置できる水深30m以浅の区域は事業性が高いと考えられる。
- 本法に基づく発電設備及び維持管理に係る基準等に照らし、現時点の技術で合理的に発電設備の設置が可能であること。

(2) 発電設備を設置すれば相当程度の出力の量が見込まれること

「発電設備を設置すれば相当程度の出力の量が見込まれること」は、以下の視点から確認する。

➤ 国内や海外の事例、区域ごとの事情、競争性確保等の観点も踏まえ、都道府県の意見も考慮しながら、効率的な事業の実施が可能となる促進区域の規模であること。

※ 洋上風力発電のコスト低減の進む欧州主要国においてこれまでに設置又は入札の対象とされた洋上風力発電1区域当たりの平均容量は約35万kWである。

※ これまでの陸上風力発電におけるコストデータを分析すると、3万kW以上の案件について、より低い資本費で事業が実施できている。

## 2. 周辺の航路及び港湾の利用保全等への支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能であること（第2号）

当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、発電設備を適切に配置することが可能であると認められること。（本法第8条第1項第2号）

「周辺の航路及び港湾の利用保全等への支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能であること」は、以下の視点から確認する。

- 大型の船舶が頻繁に通航するような海域を避け、当該海域と適切な離隔距離が確保可能であると見込まれること。
- 開発保全航路及び緊急確保航路の区域と重複しないこと、また周辺港湾への大型の船舶の入出港に著しい支障を及ぼすものではないと見込まれること。
- 促進区域内における発電設備の設置又は維持管理に係る船舶の通航が適切に確保できると見込まれること。
- 発電設備が適切な機能を発揮可能な発電設備間の離隔距離が適切に確保できると見込まれること。

### 3. 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること（第3号）

発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること。（本法第8条第1項第3号）

「発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること」は、以下の視点から確認する。

- 当該促進区域等（周辺の促進区域、周辺の港湾区域等含む）に設置が見込まれる発電設備の規模と、区域指定時点で想定される SEP 船等の能力に鑑みて、発電設備の効率的な設置及び維持管理が可能と見込まれる範囲内に基地となる港湾があること。
- 基地となる港湾は、外貨貨物の輸入に使用可能な岸壁を有し（見込み含む）、当該促進区域等（周辺の促進区域、周辺の港湾区域等含む）に設置が見込まれる発電設備の規模（基数）及び、区域指定時点で想定される発電設備の諸元に鑑み、適当な耐荷重の岸壁及び適当な耐荷重、広さのふ頭用地を有する（見込み含む）こと。

なお、基地港湾の整備については、複数の案件による効率的な港湾の利用や広域性の観点を踏まえるとともに、一事業者だけではなく複数の事業者が採用しようとする発電設備も想定した上で検討する。

### 4. 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること（第4号）

発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。（本法第8条第1項第4号）

「発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること」は、以下の視点から確認する。

- 事業者等が想定される発電事業の規模につき確保している系統を、促進区域の指定後の占有権の公募のために活用すること（他の事業者が選定された場合は当該事業者が系統に係る契約を承継すること）を希望していること。
- 事業者等が想定される発電事業の規模につき系統を確保している場合としては、（1）事業者等が電力会社との間で接続契約を締結している場合、（2）事業者等が系統接続を確保する蓋然性が高い場合が想定される。
- （2）事業者等が系統接続を確保する蓋然性が高い場合としては、例えば、①当該区域において、事業者等が接続契約申込みをし、受け付けられることにより、暫定的な系統容量を確保している場合、②電源接続案件募集プロセスにおいて、優先系統連系希望者が決定された場合（あるいは、その後、共同負担意思が確認された場合）、③日本版コネクト&マネージ（N-1 電制・ノンファーム型接続）の適用により系統接続を確保できる蓋然性が高い場合等が想定される。
- 系統接続の確保の蓋然性が高い場合であっても、その系統接続費用が著しく高額であり、当該区域における洋上風力発電事業の事業性がおよそ確保できないと考えられる場合には、洋上風力発電事業の実施のため系統接続が「適切に確保」できる見込みがないものと判断する。



## 5. 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（第5号）

発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。（本法第8条第1項第5号）

「発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」は、以下の視点から確認する。

- 関係漁業団体を含む協議会において、発電事業の実施による漁業への支障の有無を確認し、漁業に支障があると見込まれる場合には、促進区域の指定は行わない。
- 漁業への支障の有無の確認は、当該区域における洋上風力発電と漁業との協調・共生についての観点も踏まえて行う。
  - ※ なお、実際の運用に当たっては、協議会の設置等の前にも、漁業の操業に対する支障の有無を関係漁業団体に十分に確認し、漁業に支障がある場合には協議会の設置等を行わないこととする。
  - ※ 国土交通大臣は、発電設備の設置に係る促進区域内海域の占用を許可するに当たり、選定事業者が当該設置までに協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ることを当該許可の条件とする。

## 6. 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと（第6号）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域、同法第56条第1項の規定により都道府県知事が公告した水域、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成22年法律第41号）第2条第5項に規定する低潮線保全区域又は同法第9条第1項の規定により国土交通大臣が公告した水域と重複しないこと。（本法第8条第1項6号）

「漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと」は、以下の視点から確認する。

- 関係行政機関の長に対し、下記の区域との重複がないかを確認する。
  - (1) 漁港漁場整備法の規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域
  - (2) 港湾法に規定する港湾区域、同法の規定により都道府県知事が公告した水域
  - (3) 海岸法の規定により指定された海岸保全区域
  - (4) 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律に規定する低潮線保全区域、同法の規定により国土交通大臣が公告した水域

## 7. その他促進区域の指定に当たって考慮すべき事項

発電設備の整備に係る海域の利用は、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋の持続可能な開発及び利用を実現することを旨として、国、関係地方公共

団体、発電事業を行う者その他の関係する者の密接な連携の下に行われなければならない。(本法第3条)

本法は、基本理念として、発電設備の整備に係る海域の利用は、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他海洋に関する施策との調和を図ることを定めている(本法第3条)。

促進区域の指定に当たっては、本法が基準として明記しているもののほか、以下の事項について確認することにより、他の政策との調和を図ることとする。

➤ 後記(1)から(3)の事項について、配慮すべき事項の有無やその内容について関係行政機関の長に確認する。

(1) 海洋環境の保全

(2) 海洋の安全の確保(航空路等)

(3) 海洋に関する施策との調和(海底ケーブル、電波等)

## 8. 促進区域の指定基準の目安の見直しについて

促進区域の指定の基準のうち、特に自然的条件や規模については、本章において、国内や海外の事例等を踏まえ、一定の目安として具体的な数値を示したが、この目安については、本法の運用状況や今後の技術革新等を踏まえて常に見直していくこととする。

## 第4章 促進区域の指定に係る手続

- ・ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該区域の状況を調査するものとする。(本法第8条第2項)
- ・ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。(同条第3項)
- ・ 前項の規定による公告があったときは、利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することができる。(同条第4項)
- ・ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域について次条第1項に規定する協議会が組織されているときは、当該協議会の意見を聴かなければならない。(同条第5項)
- ・ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該指定をした発電設備整備促進区域を公告しなければならない。(同条第6項)

### 1. 促進区域の指定に係る手続の概要

本法において、促進区域の指定に当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣があらかじめ区域の状況を調査し、促進区域の指定基準への適合性を判断するとともに、促進区域の指定の案の公告、縦覧、関係行政機関の長との協議、関係都道府県知事からの意見聴取等の手続を経ることとされている。

また、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができ、協議会が組織されているときは、促進区域の指定に当たり、協議会の意見を聴取することとされている。

具体的な運用に当たっては、公平性、公正性、透明性を確保した上で、発電事業の実施が可能な区域を速やかに選定するため、(1) 様々な既知情報を収集した上で、(2) 早期に促進区域に指定できる見込みのある有望な区域を選定し、有望な区域については、(3) 協議会を設置するとともに、より詳細な調査を実施し、(4) 最終的な促進区域の指定基準への適合性を判断するというプロセスを経て促進区域を指定することとする。

### 2. 既知情報の収集

促進区域を指定するに当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣があらかじめ区域の状況を調査しなければならないところ、(1) 当該区域の促進区域の指定基準への適合性に関する情報のほか、(2) 地元の利害関係者の意向や調整状況など、各地域における促進区域指定のニーズに関する情報が必要である。速やかに促進区域を指定するため、まずは、上記の(1)及び(2)に関する様々な既知情報を

収集する。

この際には、既存の文献やデータベースに基づく情報収集のほか、公平性、公正性、透明性を確保した上で、都道府県や事業者等が保有する情報を提供してもらうなど、既存の情報を可能な限り活用する。

特に（２）地域に関する情報については、地域関係者等との調整が必要になることを踏まえ、都道府県から情報収集することとする。その際には、公平性、公正性、透明性の確保の観点から、一定の期間（３か月程度）を定めた上で、促進区域の指定を希望する都道府県から情報提供を受け付けることとする。

こうした都道府県からの情報収集は、原則、年度ごとに実施することとし、計画的・継続的な運用に努めることとする。

### 3. 有望な区域の選定

#### （１）有望な区域の選定条件

既知情報を収集した上で、早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき区域を「有望な区域」として選定する。

有望な区域に選定されるためには、少なくとも協議会において地元関係者との利害調整が可能な程度に地元の受入体制が整っており、かつ、促進区域の指定の基準に適合する見込みがあるものとして、以下の３つの要件を満たしていることを条件とする。

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- ③ 区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

#### （２）第三者委員会による意見の聴取（有望な区域の選定）

有望な区域の選定は、技術的な判断が必要であるため、有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を踏まえて行う。有望な区域として選定された区域については、協議会を設置するとともに、促進区域の指定基準への適合性をより詳細かつ着実に確認するため、詳細な調査を実施する。

こうした有望な区域を選定するプロセスは、都道府県からの情報収集と合わせて、年度ごとに実施することとする。

第三者委員会の開催及び有望な区域の選定には、都道府県からの情報提供の受付後、１か月以上の期間を要することが想定される。

なお、第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れ等があることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 項第 5 号の規定に該当する場合にあっては、審議過程（構成委員名を含む）を非公開とすることとする。ただし、有望な区域の選定が完了した段階で、選定結果及びその理由等については公表するものとする。

## 4. 協議会の設置、運営

- ・ 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び促進区域における発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。（本法第9条第1項）
- ・ 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。（同条第2項）
  - （1）経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事（第1号）
  - （2）農林水産大臣及び関係市町村長（第2号）
  - （3）関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が必要と認める者（第3号）
- ・ 関係都道府県知事は、協議会が組織されていないときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができる。（同条第3項）
- ・ 前項の規定による要請を受けた経済産業大臣及び国土交通大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。（同条第4項）
- ・ 関係行政機関の長は、促進区域の指定及び促進区域における発電事業の実施に関し、協議会の構成員の求めに応じて、協議会に対し、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。（同条第5項）
- ・ 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。（同条第6項）
- ・ 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。（同条第7項）

### （1）協議会の設置

有望な区域に選定された区域については、都道府県からの情報等に基づき、協議会の構成員となるべき利害関係者が特定されており、かつ、協議会を開始することにつき同意が得られているため、協議会を設置し、促進区域の指定に向けた協議を開始する。

なお、協議会の下部には、必要に応じて実務者会議等を設置し、協議の円滑な進行を図ることとする。また、事業者選定後は、選定事業者も協議会、実務者会議等の構成員とする。

### （2）協議会における協議事項

本法上、協議会においては、促進区域の指定に関する事項及び発電事業の実施に関する事項に関し必要な協議を行うこととされている。

関係行政機関、事業者、地域の利害関係者の連携を図る観点から、協議会（上述の実務者会議等を含む。）においては、下記のような事項に関して協議、情報共有を行う。

- ① 促進区域の指定（変更を含む。）についての利害関係者との調整
- ② 事業者の公募に当たっての留意点
- ③ 発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等

### （3）合意形成の方法

協議会における合意形成は、以下の点に配慮しつつ行う。

- ① 地域・利害関係者（海域の先行利用者等）の意見は特に尊重する。

- ② 透明性の確保や地域との連携を促進する観点から、協議会については、可能な限り公開で議論する。(ただし、公共の利益や、当事者及び第三者の権利等を害するおそれがある場合には、非公開にできることとする。)

こうした合意形成を経て、協議会において促進区域の指定の案についての協議が整うまでには、少なくとも有望な区域の選定から3か月以上の期間を要することが想定される。

## 5. 区域の状況の詳細な調査

有望な区域に選定された区域について、3(1)に示した3つの要件の程度・熟度等を考慮し、より有望と見込まれる区域から、実際に海域の現地調査を行うなど、指定基準への適合性をより詳細かつ着実に確認するための調査を実施する。

### (1) 促進区域の各指定基準に関する調査

促進区域の各指定基準(本法第8条第1項各号)については、主に以下のような手法を用いて調査を行うこととする。(以下は例示である。)

#### ①-1 自然的条件(風況、水深、底質、波高、離岸距離等)が適当であること(同項第1号)

- ・ 文献調査を実施
- ・ 都道府県や事業者等が保有する情報を収集
- ・ 現地調査を実施

(より詳細な調査項目・調査内容については後記(2)のとおりとする。)

#### ①-2 出力の量が相当程度に達すると見込まれること(同号)

- ・ 当該区域の広さを確認

#### ② 航路等への支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能であること(同項第2号)

- ・ 船舶航行データ(AISデータ)を整理
- ・ 都道府県が保有する情報を収集

#### ③ 当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること(同項第3号)

- ・ 港湾管理者や国土交通省地方整備局等から、風力発電設備の長大部材が長期間にわたり利用可能な埠頭及び必要な埠頭の地耐力や利用形態の確認

#### ④ 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること(同項第4号)

- ・ 系統を確保している事業者等に対して、当該系統を公募に活用することを希望するか確認

#### ⑤ 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること(同項第5号)

- ・ 協議会等において確認

⑥ 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと（同項第6号）

- ・ 関係行政機関への照会等により確認

(2) 自然的条件に関する調査内容及び調査方法

上記(1)のうち、気象、海象等の自然的条件に関する調査内容については、情報収集に要する時間・コストを勘案しつつ、以下の調査項目・調査方法を目安とし、専門的な見地も踏まえ、区域の実状に応じて検討する。

① 気象観測調査

ア 風況

(調査項目)

- ・ 年平均風速、風速分布・風向分布、乱流強度、極値風速等

(調査方法)

- ・ 最新の技術による観測方法（スキヤニングライダー、フローティングライダーを用いた観測等）を用いた実測による1年間の風況データの調査（10分平均データの積上げ・連続12ヶ月間で観測）
- ・ 極値風速等、調査項目によっては文献調査も合わせて実施

イ 落雷

(調査項目)

- ・ 夏季及び冬期の落雷状況等

(調査方法)

- ・ 文献調査

② 海象調査

ア 潮汐

(調査項目)

- ・ 潮汐変化、最高／最低静水位等

(調査方法)

- ・ 文献調査

イ 波浪

(調査項目)

- ・ 有義波高・波のピーク周期、極値波頂高等

(調査方法)

- ・ 文献調査

③ 海底調査

(調査項目)

- ・ 海底形状・底質、海底人工物、海底面下の土層構造等（物理探査）
- ・ 海上ボーリング等（地質調査）

(調査方法)

- ・ 地盤ごとのボーリング調査・音波探査等の実測による調査

### (3) 当面の運用

基本的な調査内容、調査方法については上記を原則とするが、当初の促進区域の指定の案の決定・公募時においては、特に風況について1年間の実測による調査を必要とする場合、手続の実施が著しく遅延するおそれがある。このため、当初の促進区域の指定の案の決定時には、主としてNEDO風況シミュレーションマップを活用しつつ、並行して風況の実測調査を行い、公募時において、風況シミュレーションを活用するなどして暫定的に調査結果をまとめつつ、その後も情報収集を継続した上で情報を追完することとする。

- ① 促進区域の指定の案の決定時には、主としてNEDO風況シミュレーションマップを活用する。
- ② 公募時には、当該時点までに収集可能な実測データを提供するとともに、専門的な知見を踏まえつつ、1年間の風況シミュレーションを行うことを検討する。
- ③ その後、引き続き風況の実測を継続し、1年間の実測データが得られた時点で、当該データを追加的に公表する。

こうした手法を用いることを前提に、促進区域の指定の案の決定までに実施する詳細調査については、有望な区域の選定から3か月以上の期間を要することが想定される。

### (4) その他の調査事項

海洋環境の保全、海洋の安全の確保、その他の海洋に関する施策との調和を図る観点から、文献調査や関係省庁への確認等により、必要に応じて以下の事項等についても調査を行う。

- ① 漁業等（漁業区域、投錨区域、潮干狩場、航路、船舶通行量、海岸保全区域、海水浴場、海上構造物等）や防衛（基地、訓練区域、航空制限、電波障害防止、レーダー等）に係る先行的な海域の利用状況に関する事項
- ② 海洋環境に関する情報

## 6. 促進区域の指定基準への適合性の判断

促進区域の指定につき協議会における協議が整い、詳細な調査が完了した区域については、促進区域の指定基準への適合性を判断する。この判断は、公平性、公正性を確保しつつ、専門的・技術的な観点から検討する必要があるため、有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を踏まえて行う。

この第三者委員会は、事業者の予見可能性を確保するため、6か月ごとなど、定期的を開催することとし、その時点までに協議会における協議及び詳細調査が完了している区域から指定基準への適合性を判断する。

上記の第三者委員会の開催及び促進区域の指定基準への適合性の判断には、少なくとも協議会における協議及び詳細な調査の終了後、1か月以上の期間を要することが想定される。

なお、第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れ等があることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程を非公開とすることとする。



## 7. 計画的・継続的な促進区域の指定

### (1) 計画的・継続的な促進区域の指定のための考慮事項

長期的、安定的かつ効率的に洋上風力発電事業を促進していくためには、地域関係者の理解が得られることを前提として、計画的・継続的な市場形成に努めることが重要である。

このため、促進区域の指定の案の決定に係る第三者委員会においては、以下の観点からも議論を行い、これを踏まえて促進区域の指定の案を決定することとする。

- ① 中長期的な観点から、年間の洋上風力発電の導入量に偏りが生じないこと<sup>1</sup>
- ② 特に初期の段階において、洋上風力発電産業の成熟度合いも加味し、段階的に導入拡大を図ること

### (2) 洋上風力発電の導入拡大の見通しに係る情報提供

事業者の予測可能性を確保し、国内投資を促すという観点から、今後の洋上風力発電の導入拡大の見通しについて、可能な限り情報提供することに努める。

## 8. 促進区域指定案の公告・縦覧、関係行政機関の長等との協議等

### (1) 促進区域指定の案の公告・縦覧

経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域の指定の案を作成したときは、促進区域を指定する旨を公告するとともに、促進区域の指定の案を、指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、2週間公衆の縦覧に供する（本法第8条第3項）。

上記の公告があったときは、利害関係者は、縦覧期間の終了日まで、縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して意見書を提出することができる。

### (2) 関係行政機関の長との協議、関係都道府県知事、協議会からの意見聴取

経済産業大臣及び国土交通大臣は、利害関係者から提出された意見書の写しを添えて、促進区域の指定の案について農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議し、当該指定をすることについて各行政機関の立場から支障がないかを確認する。

また、促進区域の指定の案について、利害関係者の意見書や関係行政機関の長との協議結果も踏まえて、関係都道府県知事及び協議会の意見を聴取する（第8条第5項）。

### (3) 促進区域の指定、当該区域の概要の公告

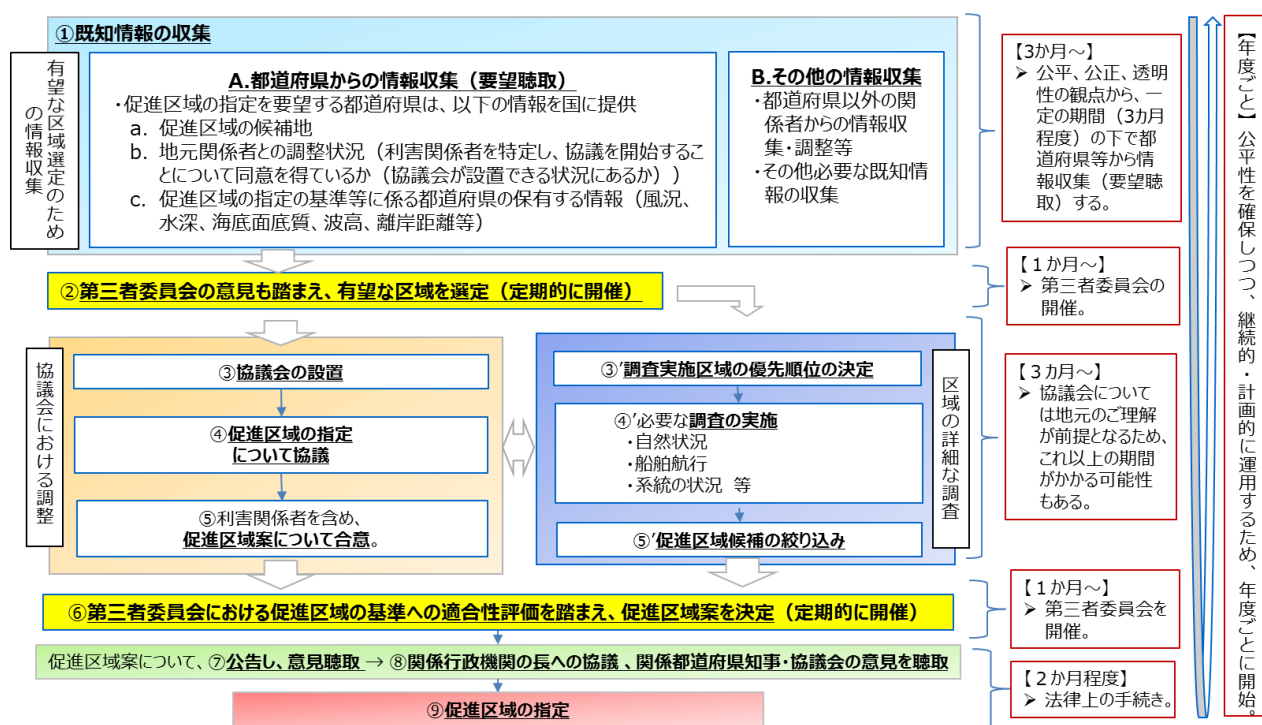
上記（1）及び（2）の手続を経た上、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定する。促進区域を指定したときは、遅滞なく、省令で定めるところにより、その旨及び当該指定をした促進区域を公告する（第8条第6項）。

促進区域の指定の案の決定から上記の法定の手続を経て、促進区域を指定するまでには、2か月程度の期間を要することが想定される。

---

<sup>1</sup> コスト低減を実現した欧州において、継続的に洋上風力発電の導入が開始された2000年代以降の年間平均導入量は約100万kWとなっている。

【(参考) 促進区域の指定プロセスの全体像と想定スケジュール】



## 9. その他の留意事項

### (1) 固定資産税について

一般海域においては、自治体間の境界が明確でない場合が多く、固定資産税の課税主体が不明である場合が想定される。これについては、促進区域の指定に先立つ協議会設置の段階から、関係自治体において、一般海域における自治体間の境界の確定手続きを行っていくこととする。

### (2) 都道府県条例に基づく海域の占用許可との関係について

一定規模以上の発電設備が設置可能である区域や今後促進区域として指定される可能性のある区域については、以下の観点から、原則、都道府県条例に基づく占用許可により実施するのではなく、再エネ海域利用法に基づき、国と都道府県が連携して進めることが適切である。このため、当該趣旨について国は都道府県に対して周知を行うこととする。

- ① 計画的・継続的に洋上風力発電を促進することが重要であること
- ② 先行的に小規模で実施している事業者がいる場合には適切な競争環境の確保ができない可能性があること
- ③ 海洋に関する施策との調和を図りつつ、発電設備の整備に係る海域の利用を促進するためには、国、関係地方公共団体が密接に連携して進める必要があること
- ④ 再エネ海域利用法には、促進区域の指定、占用に係る計画の認定制度、非常災害時における緊急措置、監督処分等の規定を定めているが、これらの規定は都道府県の条例に必ずしも定められているものではないこと

## 第5章 本ガイドラインの補足

---

### 1. ガイドラインの補足

都道府県や地元関係者、事業者等の予見可能性を可能な限り高めるため、特に、全国で統一的に周知すべき事項がある場合など、本ガイドラインの補足等がある場合は、経済産業省及び国土交通省は、関係省庁の所管に関する事項については関係省庁と相談の上、HP等において周知することとする。